

呉市陸上競技協会規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、呉市陸上競技協会と称する。

(構成)

第2条 この会は、呉市に在住又は勤務若しくはこの会の趣旨に賛同する日本陸上競技連盟登録会員をもって構成する。

- 2 顧問・参与については、日本陸上競技連盟登録会員でなくてもよい。
- 3 会長が特に認めたものを会員とすることができる。

(事務局)

第3条 この会の事務局を総務部長宅内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、呉市における陸上競技を健全に普及・発達させ、それによって、呉市民のスポーツ文化の進展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技に関する諸行事等を実施する。
- (2) 広島陸上競技協会及び呉市スポーツ協会に対して呉市の陸上競技を代表して加盟する。
- (3) その他この会の目的に適合する一切の事業を行う。

第3章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 (理事長, 副理事長, 常務理事を含む。) 若干名
- (4) 派遣理事 若干名
- (5) 監 事 若干名
- (6) 顧 問 若干名
- (7) 参 与 若干名

- 2 前項に定めるものの他、会長は理事会の承認を経て名誉会長を推薦することができる。

(会長及び副会長)

第7条 会長・副会長は、理事会の決定により推薦する。

2 会長は、この会を総轄代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、これを代行する。

(理事長及び副理事長)

第8条 理事長及び副理事長は、理事の中から互選する。

2 理事長は、会務を執行処理する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

(常務理事)

第9条 常務理事は、理事の中から互選する。

2 常務理事は、いずれかの専門部に所属する。

3 常務理事は、総務・財政・審判・競技・強化・記録等の専門事項に関する事務を処理する。

(理事)

第10条 理事は、会員の中から会長がこれを委嘱する。

2 理事は、総務・財政・審判・競技・強化・記録等の専門事項に関する事務について常務理事を補佐し処理する。

(派遣理事)

第11条 派遣理事は、呉市中学校体育連盟陸上競技専門部委員長及び呉地区高等学校体育連盟陸上競技専門部委員長の中から会長がこれを委嘱する。

(監事)

第12条 監事は、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

2 監事は、この会の事務及び財務を監査する。

(顧問)

第13条 顧問は、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

2 顧問は、この会の運営及び事業に関し、必要に応じて助言を行う。

(参与)

第14条 参与は、呉市における陸上競技界の功労者の中から理事会の承認を経て会長がこれを推薦する。

2 参与は、この会の重要事項について参与する。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

第4章 入会及び会費

(入会)

第16条 会員として入会しようとする者は、呉市陸上競技協会会員登録申込書を呉市陸上競技協会あて提出し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第17条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は別に定める。

第5章 会議

(総会)

第18条 総会は会長がこれを召集し、その議長を務める。

2 総会は、毎年1回とし、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 前年度事業報告及び決算報告

(2) 事業計画及び予算計画

(3) 会則の改正

(4) 役員の改選

(5) その他、この会の運営に係る重要な事項

4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、会員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。

(常務理事会)

第19条 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事及び監事をもって構成する。

2 常務理事会は、必要に応じて会長がこれを召集し、その議長となる。

3 常務理事会は、総会に係る事項その他の運営に必要な事項を審議する。

4 常務理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、構成員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長がこれを召集し、その議長となる。

3 理事会は、この会の運営及び各種事項を審議運営する。

4 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、構成員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。

(事務局会)

第21条 事務局会は、理事長、副理事長をもって構成する。

2 事務局会は理事長がこれを召集し、その議長となる。

3 事務局会は、この会の運営及び各種事項を審議運営する。

4 事務局会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、構成員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。

(議決)

第22条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 専門部

(専門部)

第23条 この会に次の専門部を置く。総務部、財政部、審判部、競技部、強化部、記録部

2 各専門部には、部長及び部員を置く。

3 各専門部は次の業務を所管する。

(1) 総務部 日本陸上競技連盟への会員登録、審判員の昇格及び各専門部の連絡調整、備品及び消耗品等の購入並びに整理及び管理

(2) 財政部 会計に係る事項

(3) 審判部 大会の審判編成、各種大会への派遣計画及び審判講習会

(4) 競技部 大会及び行事の企画・運営

(5) 強化部 練習会等の計画・運営、陸上競技の強化普及

(6) 記録部 大会の記録集計、情報発信、広報及び記録集の編集、陸上競技関係資料(記録、プログラム、雑誌等)の収集、整理及び管理

第7章 会計

(会計)

第24条 この会の事業遂行に必要な経費は、次に掲げる収入をもって支弁するものとする。

(1) 日本陸上競技連盟登録に係る呉市陸上競技協会登録費

(2) 事業の収入

(3) 寄付金、補助金

(4) その他の収入

(会計年度)

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 雑則

(その他)

第26条 本規約は、昭和44年7月1日から効力を生ずる。

昭和52年4月1日 一部改正

昭和62年4月1日 一部改正

平成5年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正